

2100年を視野に入れた
快適で誇りのもてる循環型のまち
～めぐろへの提言～

答 申

平成 27 年 6 月

目黒区廃棄物減量等推進審議会

1 答申にあたって

目黒区廃棄物減量等推進審議会は、平成 26 年 7 月 16 日に目黒区長から、目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたって、廃プラスチックの資源化やサーマルリサイクルをはじめとする現行計画の評価と区民意識や地域特性にあった環境と共生するまちづくりを推進する上で、目黒区の清掃・リサイクル事業のあるべき姿について諮問を受けた。

審議会では、今回改定される一般廃棄物処理基本計画期間内に、目黒清掃工場建替事業も予定されていることから、特別区全体の清掃工場のあり方も含め、現行計画での取組を検証した。

また、国の循環型社会形成推進基本計画で指摘されている低炭素社会との共存の観点や 21 世紀がエネルギーとの関わりで人類史上最も重要なターニングポイントであることを踏まえたうえで、清掃・リサイクル事業のあるべき姿について審議を重ね、区民・事業者・行政の協働のもと、東京都や他の 22 区との協調も図りながら、23 区の一員として「範」となるような誇りを持って、環境と共生するまちづくりを進めるための提言として取りまとめた。

2 計画改定に係る経緯・背景

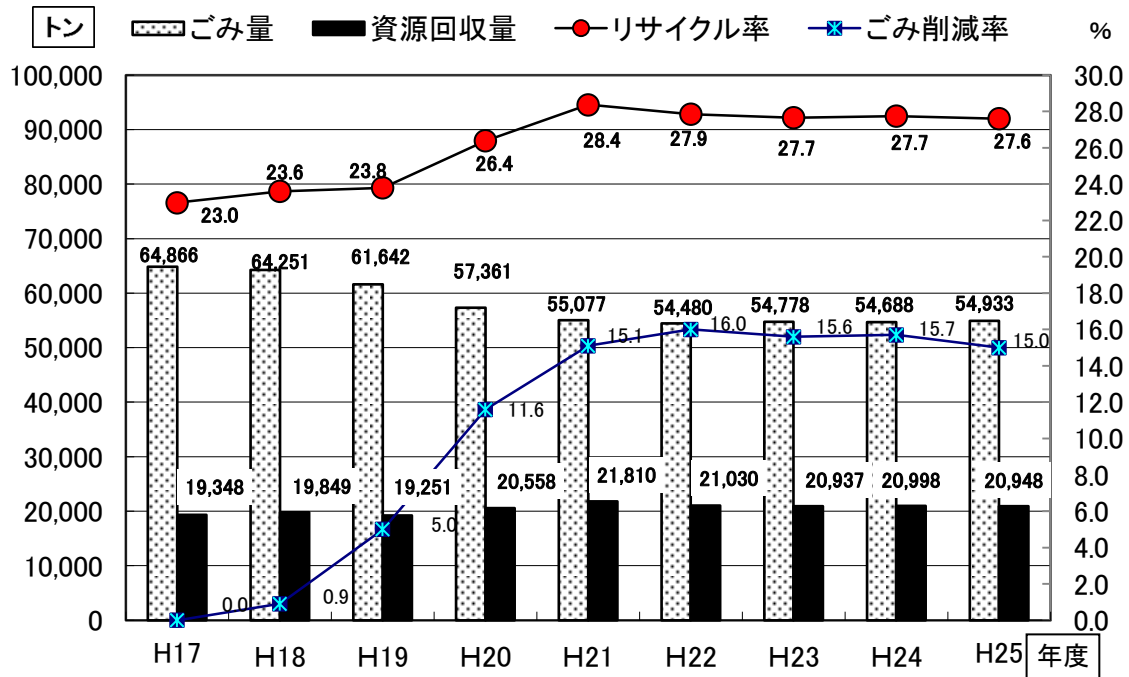
平成 19 年 3 月に改定した現行の目黒区一般廃棄物処理基本計画では、「快適で誇りのもてる循環型のまちめぐろ」の実現を目指してきたところである。

この間、目黒区は 23 区で合意した最終処分場の延命化策であるプラスチック製品の分別変更に併せて、プラスチック製容器包装の資源化を開始した。

さらに、古紙回収を集団回収に一元化したり、使用済み小型家電の回収を開始する等、3R の取組を区内全域に展開して一定の成果を上げてきた。

しかしながら、ここ数年のごみ量やリサイクル率は、横ばいで推移している。

図1 目黒区のごみ量と資源回収量

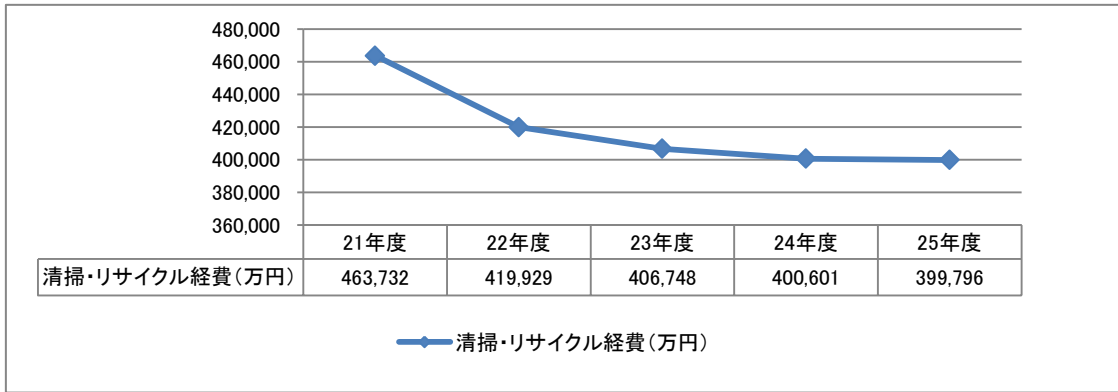


※清掃リサイクル課資料

区民や事業者が協力してごみをつくり出さない工夫や啓発を積極的に行うことを目的とした「めぐろ買い物ルール」をつくり、各種イベント等で区民、事業者、行政が協働して普及啓発活動を展開してきたが、区民や事業者の認知度も計画目標値を下回っている状況にある。

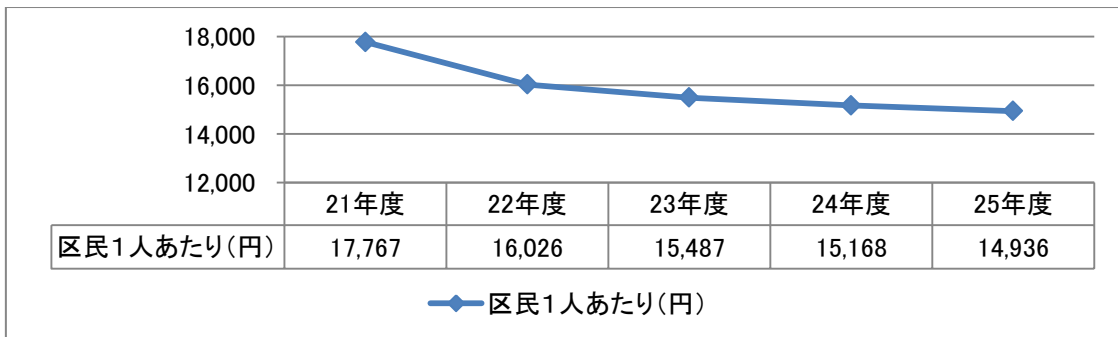
また、清掃事業に係る経費は平成 25 年度で年間 39 億 9 千万円余、区民一人当たり年間 1 万 4 千円余となっている。区の財政状況を考慮すると、一層ごみの減量に取り組むことで清掃事業の経費削減に努め、区民からの様々な行政需要に的確に応える必要がある。

図2 目黒区の清掃・リサイクル経費



※清掃リサイクル課資料

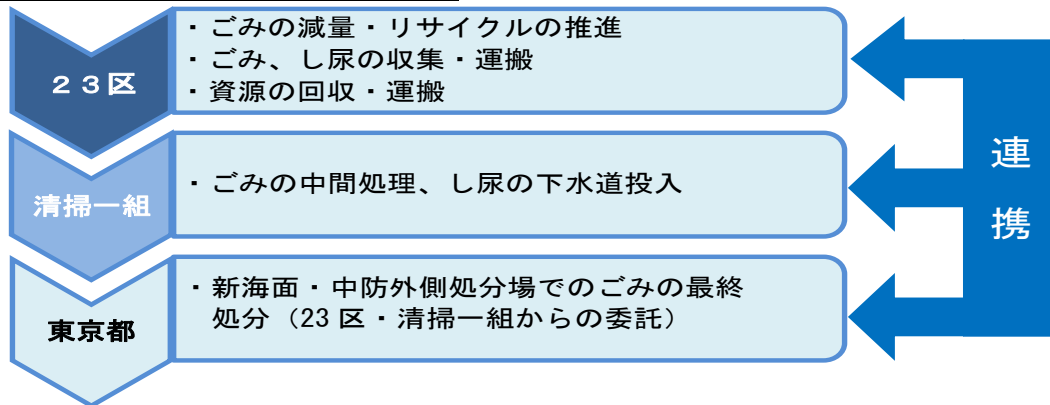
図3 区民1人あたりの経費負担額



※清掃リサイクル課資料

23区の清掃事業を考えるうえでは、中間処理が東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）による共同処理であることから、目黒区の意思のみで施策が展開しにくく、意思決定のプロセスが区民に分かりにくいという面がある。

図4 23区の清掃事業における役割分担と連携



※東京二十三区清掃一部事務組合ホームページより

東京都が平成 23 年 6 月に策定した東京都廃棄物処理計画では、5 年間で最終処分量について一般廃棄物で 25 万トン、産業廃棄物で 100 万トンの削減目標を掲げ、残余年数は 50 年とされている最終処分場の一層の延命化に取り組んでいく計画となっている。また、主要施策の一つである「3R の促進」では、ごみを出さない社会の定着や家庭ごみの有料化の促進を掲げ、ごみの発生抑制、再利用の促進である 2R を重点的に取り組んでいる。

また、都は平成 27 年 3 月に『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』を公表し、具体的な取組を開始することとしている。

国の廃棄物政策の動向としては、平成 25 年 5 月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、リサイクルより優先順位が高い 2R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）」の取組や有用金属の回収、有害物質の適正管理からなる「質にも着目した循環型社会の形成」の方向性が新たに示されている。

3 目黒区の地域特性

(1) 人口動態

人口は、平成 26 年 10 月 1 日現在、269,406 人（住民基本台帳）、人口密度は 18,327 人/km²でそれぞれ増加傾向にある。世帯数は 150,066 世帯で、世帯別では、世帯総数の約半数を単身世帯が占めており、そのうち、約 20%は 30 歳未満の若年単身者である。転入・転出者数は、単年度でそれぞれ人口の約 1 割を占めており、年間で約 1 割の人口が入れ替わっていることになる。

また、平成 26 年 10 月 1 日現在、目黒区の 65 歳以上の高齢者人口は 53,579 人、高齢化率は 19.9%で、この 10 年間で 2.0 ポイント上昇し、今後、さらに高齢化が進行するものと予測されている。中でも、後期高齢者（75 歳以上）比率の増加が著しく、後期高齢者が全高齢者の 49.4%を占めている。ひとりぐらし高齢者や高齢者のみで構成されている世帯の高齢者の数は 37,198 人で、全高齢者の 69.4%であり、この割合は年々増加している。

(2) 面積・土地利用等

目黒区の面積は、14.67 平方キロメートルで 23 区全体の約 2.3%にあたり、23 区の中では比較的小規模で 16 番目の広さである。

区内の都市計画法に基づく用途地域の指定は、81.1%が住居系である。特に全体の 40.2%が良好な住宅地とされる第 1 種低層住居専用地域となっており、「住宅地・目黒」のイメージを裏付けている。

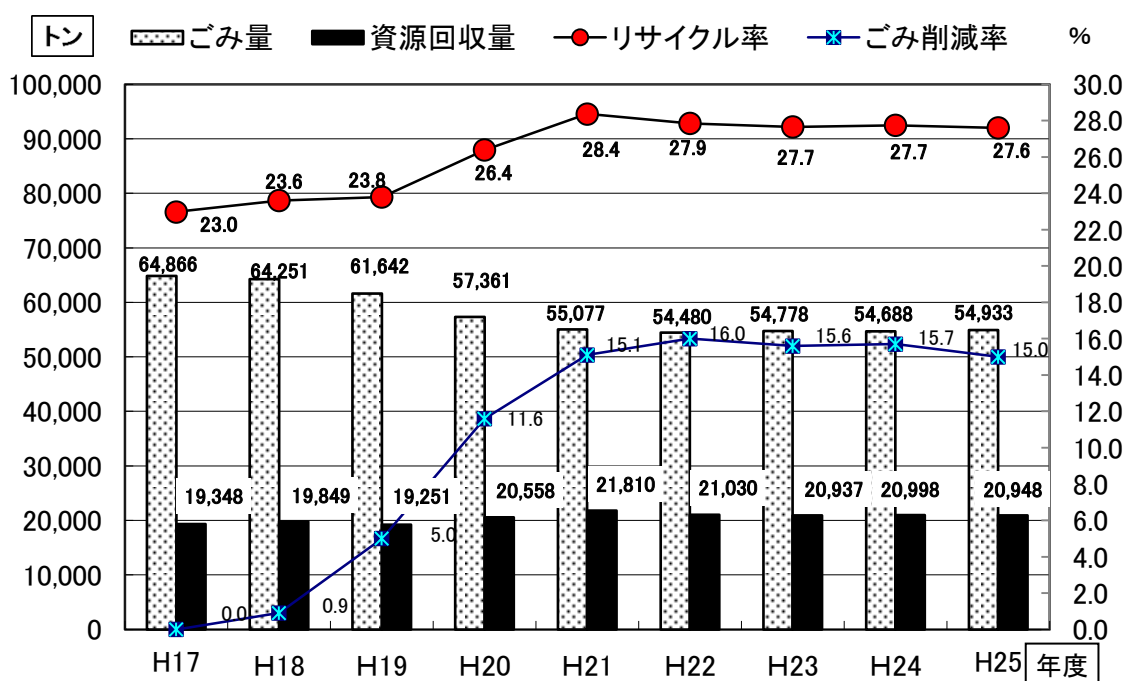
区内に多い産業としては、各種小売業、飲食店、理容・美容などの生活関連サービス業、各種卸売業、医療・福祉サービス業が挙げられる。事業所の

従事者数は1～4人が全体の58%を占め、これに5～9人を加えると全事業所数の79%に達しており、規模別事業所数及び従業者数は、概ね減少傾向である。

4 計画改定に向けた課題

現行計画では、ごみ減量とリサイクル（再生利用）に目標数値を掲げているが、平成22年度以降、ごみ量の削減率やリサイクル率が停滞し、目標の達成にはきわめて厳しい状況にある。

図1 目黒区のごみ量と資源回収量(再掲)



※清掃リサイクル課資料

また、ごみ減量とリサイクル（再生利用）を推進するうえでの5つの重点施策について、3つの施策が目標を達成できたことは評価すべきであり、達成できなかった施策についても、目標と乖離しているわけではない。

今後、新たな計画策定において、引き続き現行の計画目標を目指していく上で、ごみ減量とリサイクル（再生利用）の新たな施策を検討しなければならない。

(1) 現行計画の到達点と課題

① 計画目標の進捗状況と課題

<計画目標>

目標項目	指標	算出方法	平成 28 年度目標
ごみ減量	ごみ量	ごみ量 (= 区収集ごみ量 + 持込量)	ごみ量を平成 17 年度比で 35%削減する。
リサイクル (再生利用)	リサイクル率	資源化量 ÷ (ごみ量 + 資源化量) (資源化量には集団回収分を含む)	リサイクル率を 40%に引き上げる。

<進捗状況>

	基準年度(平成 17 年度)	平成 25 年度実績
ごみ量	64,866t	54,933t (15.0%削減)
リサイクル率	23.0%	27.6%

※ 持込ごみの算定方法が平成 20 年度から大幅に変更されたため、ごみ量およびリサイクル率は持込ごみを含まない数値で算出した。

○ごみ減量に向けた課題は、平成 22 年以降、ごみ量の削減が停滞していることである。ごみの種類別に傾向を見ると、燃やすごみ・燃やさないごみは、ほぼ横ばいか低減傾向であるが、粗大ごみは毎年の増加が著しい傾向にある。この傾向は今後も継続する可能性があり、ごみ減量に向けた何らかの施策が必要である。

○リサイクル率は、23区でトップクラスを維持しているものの、平成 22 年度以降、リサイクル率が停滞していることが課題である。平成 20 年 10 月、プラスチック製容器包装の資源化とサーマルリサイクルによって、平成 21 年度には 28.4%であったが、その後 27%台後半で停滞しており、新たなリサイクル推進施策が必要である。

② 重点施策の進捗状況と課題

ア 「めぐろ買い物ルールづくり」の推進

平成 23 年度までに区民・事業者の認知度を 50%まで引き上げるとしていたが、実績は 43.7%であった。この年度をピークに認知度は年々低下してきており、平成 26 年度調査では 31.1%に止まった。

○区民・事業者への普及啓発方法やルールの内容を検証するとともに、目黒区の関与のあり方も含めた検討が必要である。

イ 廃プラスチックのリサイクル促進

平成 20 年 10 月、プラスチック製品の分別変更を 23区一斉に実施し、プラスチック製容器包装の資源化を区内全域で実施した。

○目標は達成されているが、プラスチック製容器包装の資源化への取組を 23区全体に拡大するための取組が求められる。

ウ 家庭ごみの有料化検討

全国の有料化した自治体の調査研究から、有料化による一定のごみ減量

効果が確認されている。

○有料化には23区清掃事業の制度上さまざまな課題があり、引き続き研究が求められる。

エ さまざまな環境学習の機会創出

平成23年度までに環境学習を受けた人の割合を30%に引き上げることが数値目標であり、実績は34.4%であった。

○目標は達成されており、今後はごみ減量やリサイクル（再生利用）に止まらず、温室効果ガスの削減等、低炭素社会づくりの学習に発展させていく役割が求められている。

オ 古紙回収の効率化

平成24年3月に、区内全域で古紙回収を集団回収方式に一元化する事業を完了し、効率化を図った。

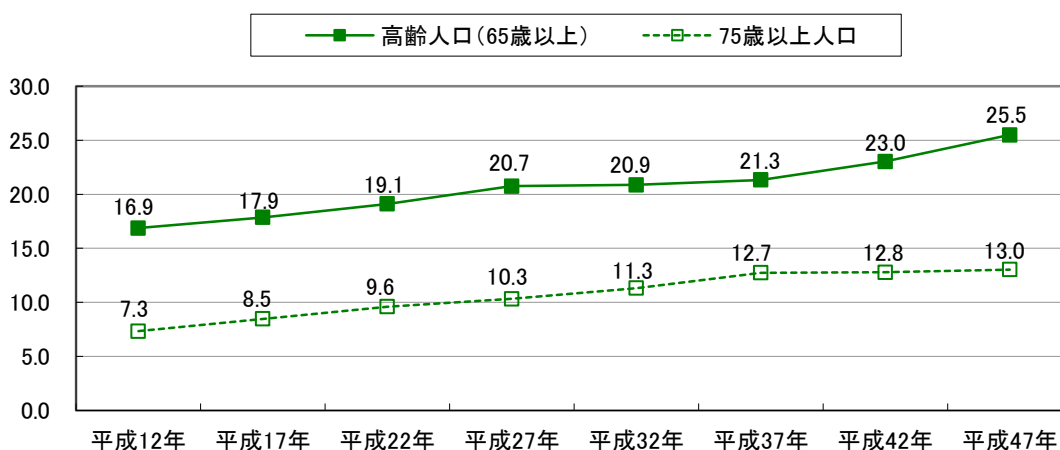
○目標は達成されており、今後は古紙の回収量を増やすための取組が求められる。

(2) 人口構成等の推移と課題

○目黒区における転入・転出者は、単年度で人口の約1割を占めている。ごみと資源の分別方法は、各自治体で異なることから目黒区のごみと資源の分別方法を転入者に周知することが必要である。

○75歳以上の後期高齢者の割合は年々増加しており、今後、自らごみの分別や集積所に排出できない高齢者への対応が求められることが予想される。

図5 75歳以上の人口及び構成比の推移と推計(住民基本台帳)



※目黒区行政指標 人口・世帯数の予測より

○目黒区内の全事業所のうち、従事者数1～9人程度の小規模事業所が約79%を占めている。事業に伴うごみは事業者による処理が原則であるが、家庭ごみと同一に処理されていることが伺えるため、事業者責任の履行に向けた排出指導がなされなければならない。

(3) 基礎調査報告書からの課題

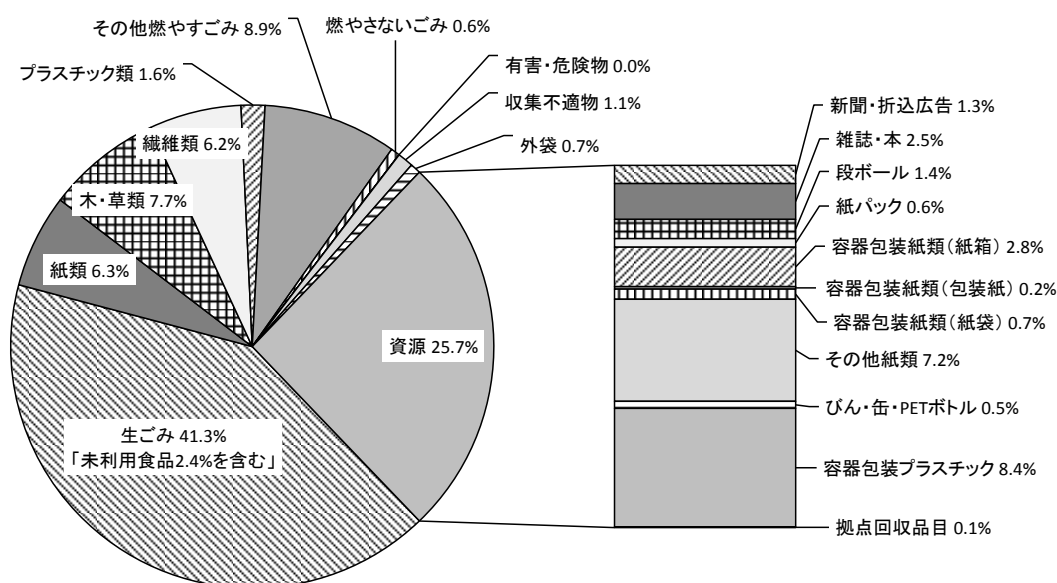
① ごみ減量と適正排出

区内から排出される古紙のうち、集団回収に出されていない年間 5,000 トンを超える古紙や、燃やすごみに出されている年間 1,500 トン程度のリサイクル可能な繊維製品（古着・古布）は、資源化されずに焼却処理されていることが推定され、資源化に向けた新たな取組が求められる。

未利用食品を含めた生ごみは、燃やすごみの 4 割程度を占めており、区内の年間排出量は 13,000 トン程度に達している。

日常生活において区民ひとり一人が生ごみの減量意識を持ち、水気を切る行動に誘導することで大きな減量効果に結びつく可能性がある。

図 6 燃やすごみの組成割合



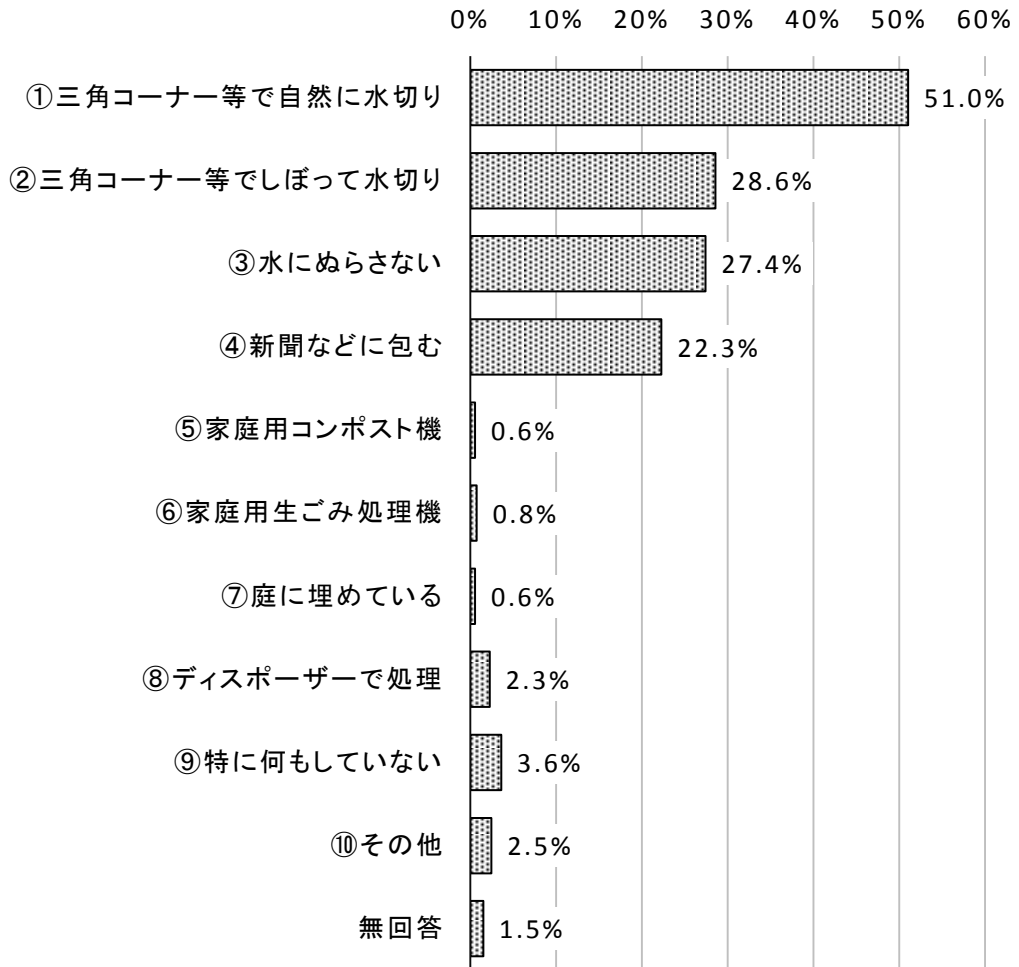
※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(6頁)より

表1 品目別の家庭収集ごみ量(抜粋)

資源	分類名	燃やすごみ		燃やさないごみ		合計	
		量(t/年)	割合	量(t/年)	割合	量(t/年)	割合
古紙	新聞・折込広告	420	1.3%	3	0.2%	423	1.2%
	雑誌・本	823	2.5%	0	0.0%	823	2.4%
	段ボール	446	1.4%	2	0.1%	448	1.3%
	紙パック	199	0.6%	0	0.0%	199	0.6%
	容器包装紙類(紙箱)	907	2.8%	0	0.0%	908	2.7%
	容器包装紙類(包装紙)	60	0.2%	0	0.0%	60	0.2%
	容器包装紙類(紙袋)	230	0.7%	1	0.0%	231	0.7%
	その他紙類(リサイクル可)	2,353	7.2%	4	0.3%	2,358	6.9%
燃やすごみ	その他紙類(リサイクル不可)	2,036	6.3%	0	0.0%	2,036	6.0%
	木・草類	2,507	7.7%	1	0.1%	2,508	7.3%
	繊維(リサイクル可)	1,689	5.2%	1	0.0%	1,690	4.9%
	繊維(リサイクル不可)	317	1.0%	0	0.0%	318	0.9%
	生ごみ(未利用食品)	796	2.4%	15	0.9%	811	2.4%
	生ごみ	12,634	38.8%	0	0.0%	12,634	36.9%
	紙おむつ・衛生用品	1,866	5.7%	0	0.0%	1,866	5.5%
	製品プラスチック	519	1.6%	144	8.6%	663	1.9%
	ゴム・皮革類	493	1.5%	42	2.5%	535	1.6%
	その他可燃	551	1.7%	20	1.2%	571	1.7%

※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(123頁)より

図7 台所で発生した生ごみの水切り



総数: 525(複数回答)

※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(50頁)より

② 普及啓発

プラスチック製容器包装の分別協力率の低い単身・若年世帯、燃やすごみの排出原単位が最も大きい単身高齢世帯、燃やすごみへの資源の混入割合が高い住商混在住居など、目的や対象者に応じた効果的な普及啓発を検討していくことが求められている。

表2 プラスチック製容器包装の分別(抜粋)

	合計	問7 プラスチック製容器包装の分別							
		細かく分別	代表的なものを分別	燃やすごみ	燃やさないごみ	分別を意識したことはない	その他	無回答	
全体	525 100.0	247 47.0	171 32.6	52 9.9	32 6.1	5 1.0	10 1.9	8 1.5	
年齢	30歳未満	24 100.0	6 25.0	6 25.0	5 20.8	4 16.7	3 12.5	0 0.0	0 0.0
	30歳代	72 100.0	23 31.9	34 47.2	11 15.3	3 4.2	0 0.0	1 1.4	0 0.0
	40歳代	92 100.0	39 42.4	35 38.0	9 9.8	5 5.4	0 0.0	4 4.3	0 0.0
	50歳代	95 100.0	36 37.9	38 40.0	10 10.5	8 8.4	1 1.1	2 2.1	0 0.0
	60歳代	99 100.0	54 54.5	31 31.3	6 6.1	2 2.0	0 0.0	3 3.0	3 3.0
	70歳以上	139 100.0	87 62.6	27 19.4	10 7.2	9 6.5	1 0.7	0 0.0	5 3.6
	性別	男性	158 100.0	73 46.2	47 29.7	16 10.1	12 7.6	1 0.6	4 2.5
女性		358 100.0	167 46.6	124 34.6	36 10.1	18 5.0	4 1.1	6 1.7	3 0.8
世帯人数	1人	156 100.0	54 34.6	66 42.3	13 8.3	16 10.3	2 1.3	3 1.9	2 1.3
	2人	174 100.0	89 51.1	46 26.4	22 12.6	8 4.6	1 0.6	2 1.1	6 3.4
	3人	89 100.0	50 56.2	26 29.2	6 6.7	3 3.4	1 1.1	3 3.4	0 0.0
	4人	71 100.0	35 49.3	24 33.8	8 11.3	3 4.2	0 0.0	1 1.4	0 0.0
	5人以上	29 100.0	16 55.2	8 27.6	2 6.9	1 3.4	1 3.4	1 3.4	0 0.0

※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(71頁)より

表3 世帯人数別、住居形態別の燃やすごみの排出原単位

単位(g/人口)

世帯人数	住居形態	戸建住宅	集合住宅 管理人無	単身向け 集合住宅	住商混在	全ての 住居形態
1人世帯(30歳未満)		505	177	220	154	246
1人世帯(30歳～64歳)		453	238	241	179	279
1人世帯(65歳以上)		515	170	393	332	410
2人世帯		363	391	370	271	348
3人世帯		379	320	383	214	353
4人以上世帯		356	472	229	248	333
全ての世帯		391	333	300	232	—

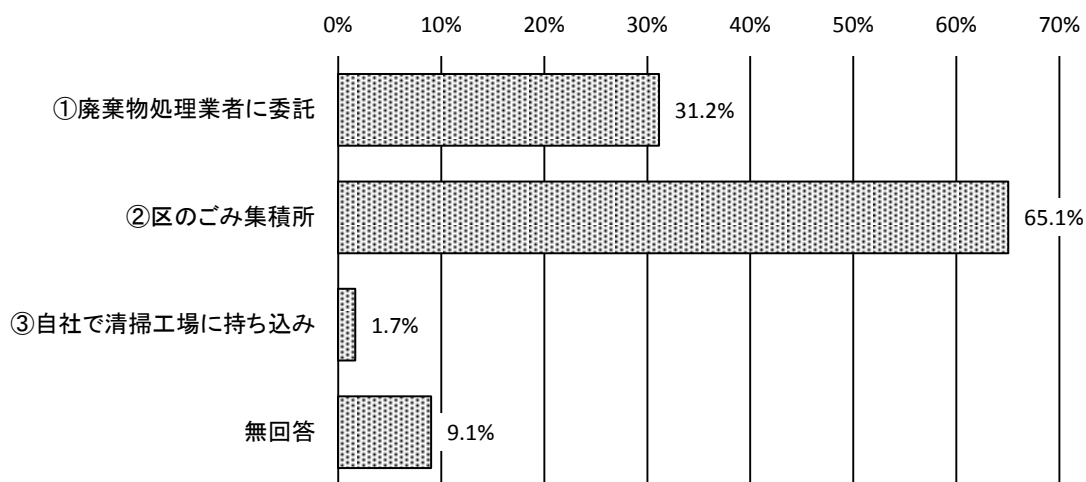
※各区分ごとの排出原単位は、区分ごとの平均値で表示している。

※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(20頁)より

③ 事業系のごみと資源

区内には小規模事業者が多く、ごみや資源量が少ないことから、一般廃棄物処理業者には委託をせず、区の収集を利用していることが多く、有料ごみ処理券を貼付していない事業者があることが調査結果から明らかになった。

図8 ごみの処理状況



総数: 475 (複数回答)

※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(98頁)より

事業系ごみの自己処理原則と適正処理事業者との公平性確保の観点から、事業者責任の履行に向けた適切なごみの排出指導を推進していかなければならない。

5 目黒区へ9つの提言

提言 1 地域特性を踏まえた取組

(1) 集積所の現状と課題

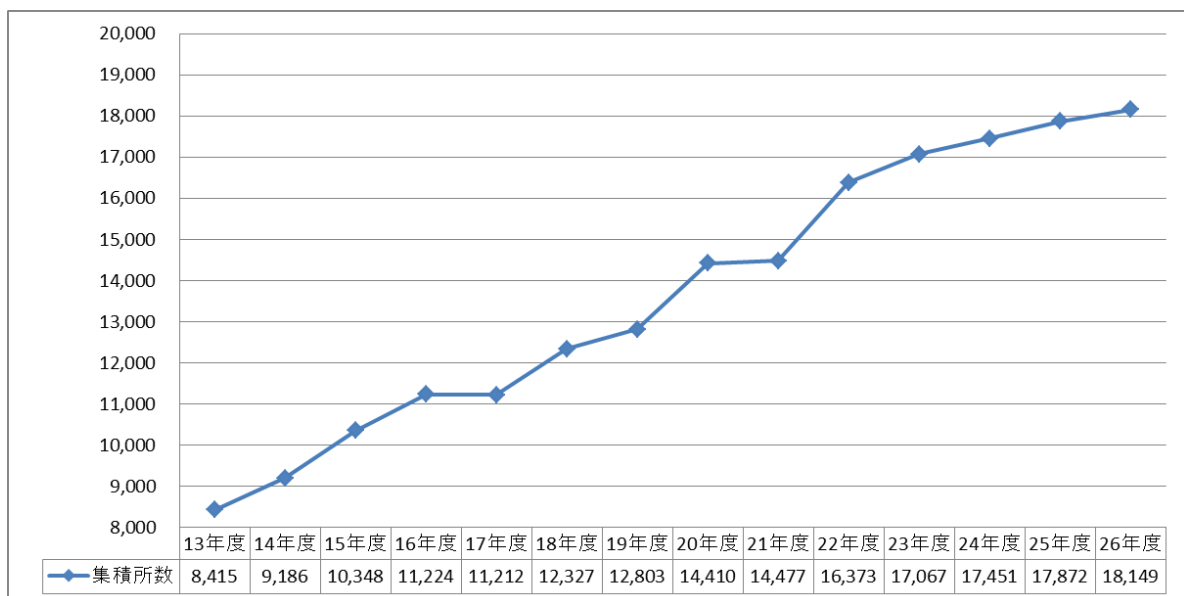
区内集積所の総数は、平成13年度の8,415箇所から平成25年度には1万7,872箇所と2倍以上に増加している。このうち5,128箇所は世帯ごとの戸別集積所であり、1集積所あたりの利用者も同期の比較で28.9人(15.4世帯)から14.9人(8.3世帯)と小規模分散化が進んでいる。集積所の小規模分散化が進んだ背景には、高齢者世帯のごみ排出の困難性や共働き世帯の増加による当番制のトラブル、集積所へのごみの出し方・分別ルールを守らない人への不満などが挙げられ、目黒区には同様の苦情や相談が数多く寄せられている現状がある。

ただし、集積所の小規模分散化が進むことによって、収集運搬経費に大きな影響を与えることを念頭に置かなければならない。

一方、集積所はごみや資源を収集するまでの置き場所というだけではなく、児童や高齢者等、地域を見守るコミュニティ機能を果たしており、地域組織の活性化との関連性は無視できない状況がある。

さらに、自治体による分別基準が異なる中で、目黒区では単年度で人口の1割程度の転入者があり、外国人を含めた転入者への排出方法の周知を徹底することが求められている。

図9 目黒区内の集積所数



※清掃リサイクル課資料

(2) 今後の取組

- ごみの出し方や分別のルールを守らない人が増える事は、集積所のトラブルを増やし、生活環境を損ねる。その上、ルールを守る人の不公平感が助長され、清掃行政に対する信頼を損ねることに繋がる。よって集積所でのごみの排出についての啓発指導の強化が期待される。
- 外国人を含めた転入者や、若年、単身層等、対象者をしぼった普及活動を積極的に展開し、並行して排出指導への強化を図る等、きめ細かな行政施策を展開していくことが重要である。
- 高齢化社会の進展や共働き世帯の増加、排出ルールの徹底等、地域事情を踏まえた要望に応えるため、収集運搬経費に留意しつつ、区内全域での戸別収集体制の検討を進めるべきである。

提言 2 ごみ減量とリサイクルの取組

(1) ごみ量・リサイクル率の現状と課題

平成 25 年度における目黒区のごみ量は 54,933 トンで前年度と比べ 245 トン（約 0.4%）増加しており、特に粗大ごみは前年度に比べ 123 トン（5.0%）余増加している。

一方、区民一人当たりのごみ量は、平成 25 年度実績で 1 日当たり 562 g となり、前年度と比べ約 5 g 減量となっているものの、ごみ量総体としては、ほぼ横ばいの状況となっている。

また、リサイクル率についても、ここ数年 27% 台後半を推移している状況にある。

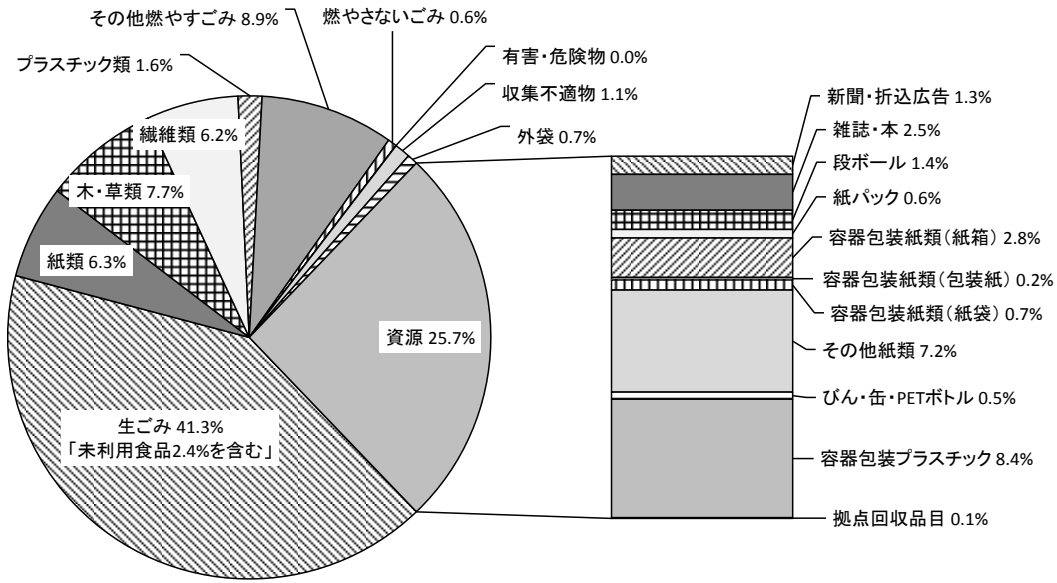
このような状況から、現行計画によるごみをつくり出さない施策や普及啓発を再検証し、地域特性を踏まえた新たなごみ減量や資源化に取組む施策を構築することが必要である。

(2) ごみ減量の可能性

平成 26 年度に目黒区が実施したごみに関する調査報告書によると、「燃やすごみ」に含まれる生ごみ（41.3%）と紙ごみ（6.3%）の割合が依然として高いことが分かる。生ごみは、平均として、区民一人 1 日あたり約 130 g を排出しており、水切りによる減量で年間 1,000 トン超の減量効果が期待でき、未利用食品の有効活用も加えると年間 2,000 トン程度の減量につながる可能性がある。

また、包装紙などの雑紙の分別を徹底することで、年間 2,000 トン超の減量を図れる可能性がある。

図6 燃やすごみの組成分析結果(再掲)



※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(6頁)より

表1 品目別の家庭収集ごみ量(抜粋)(再掲)

分類名		燃やすごみ		燃やさないごみ		合計		
		量(t/年)	割合	量(t/年)	割合	量(t/年)	割合	
資源	古紙	新聞・折込広告	420	1.3%	3	0.2%	423	1.2%
		雑誌・本	823	2.5%	0	0.0%	823	2.4%
		段ボール	446	1.4%	2	0.1%	448	1.3%
		紙パック	199	0.6%	0	0.0%	199	0.6%
		容器包装紙類(紙箱)	907	2.8%	0	0.0%	908	2.7%
		容器包装紙類(包装紙)	60	0.2%	0	0.0%	60	0.2%
		容器包装紙類(紙袋)	230	0.7%	1	0.0%	231	0.7%
燃やすごみ	その他紙類(リサイクル可)	その他紙類(リサイクル可)	2,353	7.2%	4	0.3%	2,358	6.9%
		その他紙類(リサイクル不可)	2,036	6.3%	0	0.0%	2,036	6.0%
		木・草類	2,507	7.7%	1	0.1%	2,508	7.3%
		繊維(リサイクル可)	1,689	5.2%	1	0.0%	1,690	4.9%
		繊維(リサイクル不可)	317	1.0%	0	0.0%	318	0.9%
		生ごみ(未利用食品)	796	2.4%	15	0.9%	811	2.4%
		生ごみ	12,634	38.8%	0	0.0%	12,634	36.9%
		紙おむつ・衛生用品	1,866	5.7%	0	0.0%	1,866	5.5%
		製品プラスチック	519	1.6%	144	8.6%	663	1.9%
		ゴム・皮革類	493	1.5%	42	2.5%	535	1.6%
その他可燃	551	1.7%	20	1.2%	571	1.7%		

※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(123頁)より

(3) 今後の取組

○目黒区は、リサイクル推進都市宣言区としての実績を踏まえつつ、今後、2R「リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)」を積極的に進め、他の特別区との連携によって23区の「範」となるような最終処分場の延命化に寄与する施策の展開が求められている。

○資源化促進事業は、目黒区だけではなく、自主活動団体や民間事業者、エ

- コライフめぐろ推進協会等との協働も視野に入れて推進すべきである。
- 生ごみの減量化や雑紙の資源回収を推進することは、ごみ減量効果が高いため、区民・事業者に対して、継続的に普及啓発していく必要がある。
 - 食品ロスや未利用食品の減量化には、「めぐろ買い物ルール」を販売業者や区民に普及させ、無駄のない買い物行動へ誘導することを検討されたい。

販売業者には過剰包装の抑制や食品残さの対策として、リターナブル(リユース)商品の拡大、食品残さの抑制のためのバラ売り品目の拡大等、減量に向けた取組を積極的に取り入れるよう働きかけることが重要である。

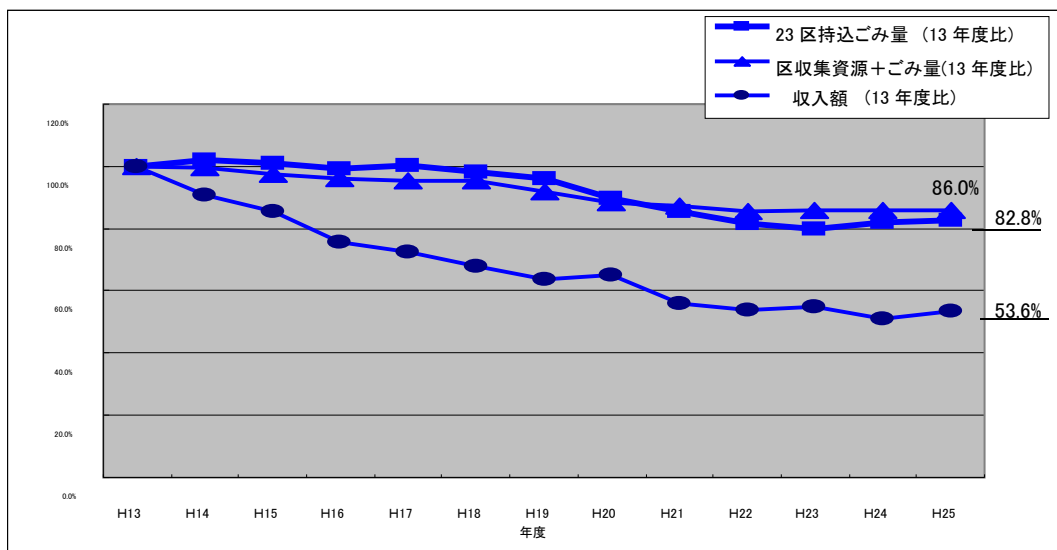
- 使用済み小型家電の回収体制の充実や古着・古布の回収体制の構築等、資源化促進事業の充実を検討していくことが必要である。
- ごみ減量や資源化の取組は、住民意識の問題が根底にあるため、対象者を絞った意識改革をどのように図るべきかを検討されたい。

提言 3 事業系ごみ適正処理対策への取組

(1) 現状と課題

東京都から23区へ清掃事業の移管があった直後の平成13年度と平成25年度の23区の持ち込みごみ量を比較すると、減少率は17.2%であるが、同時期の目黒区の事業系廃棄物処理手数料が46.4%も減少しており、減少額は約1億円にも上る。このことから有料ごみ処理券を貼付しない事業系ごみが、家庭ごみとして排出されている可能性が伺える。

図10 ごみ量と事業系有料ごみ手数料の推移(平成13年度比)

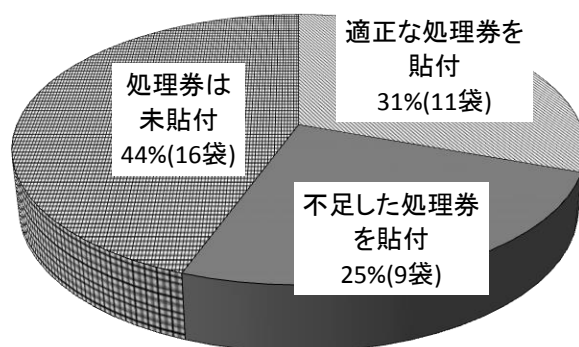


※清掃リサイクル課資料

- ※ 13年度から19年度までは、区の収集に排出している事業系一般廃棄物量が把握できなかったため、23区の持込みごみ量及び目黒区の資源とごみ量の推移を13年度比で示した。
- ※ 平成20年度、平成25年度に収入額が増加したのは、手数料改定によるものである。

平成26年度に目黒区が実施したごみに関する調査報告書によると、有料ごみ処理券の未貼付率は44%あり、貼付しているが金額不足を加えると69%に達し、処理手数料の減少率と相関している。

図11 事業系有料ごみ処理券の貼付状況



※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(17頁)より

また、事業系ごみを家庭ごみとして排出することは、適正に排出している事業者への不公平感を助長し、廃棄物処理行政への信頼を損ねることに繋がるものである。

(2) オリンピック・パラリンピック大会に向けた東京都の動向

東京都は2020年のオリンピック・パラリンピック大会を契機に、東京の資源循環・廃棄物処理を一層持続可能なものへと発展させ、次世代に残していくために、事業系ごみ（一般廃棄物・産業廃棄物）のリサイクルを推進していくとし、23区を含めた検討組織を立ち上げている。

(3) 今後の取組

- 大規模事業者のごみ減量、リサイクル対策はかなり成果を挙げてきているが、中・小規模事業者は、経済的理由等でごみ減量・リサイクルへの取組が難しいため、現状を把握し、取組みやすい方策を検討されたい。
- 適正処理事業者の不公平感を解消するための排出指導を強化するとともに、事業系ごみを家庭ごみの集積所で回収しないことや、優良事業者に対するインセンティブの導入、事業者の士気高揚のための表彰制度の導入等の方策なども検討されたい。
- 排出指導に係る行政経費を削減するために、過去に不適正な処理がな

く、今後の排出処理に関する誓約書を提出した事業者は、優良事業者として排出指導事業者から除外することも検討されたい。

- オリンピック・パラリンピック大会を契機に、目黒区は東京都や他の22区との連携によって、事業系ごみの資源化を推進していくための施策を構築することが望まれる。

提言 4 『めぐろ買い物ルール』の発展的な取組

(1) 現状と課題

「めぐろ買い物ルール」については、「買い物ルール川柳」や「長持ちコンテスト」、また継続的な地域のイベント等での積極的な普及活動によって一般家庭や個人には、ある一定の広がりや成果を上げてきた。

しかしながら、現行の目黒区一般廃棄物処理基本計画において、認知度を平成23年度までに50%に引き上げることを目標としていたが「めぐろの環境(環境報告書)」によると、認知度は、平成26年度調査で31.1%に止まっている。

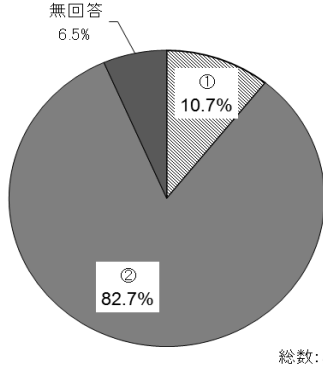
今後、認知度の向上とルールの浸透を図っていくためには、「めぐろ買い物ルールを広める会(以下「広める会」という。)」と目黒区の連携による普及啓発に止まらず、エコライフめぐろ推進協会、町会・自治会、事業所、商店街といった地域組織や自主活動団体が一丸となって取組む仕組みを検討し、合わせて地域活動団体等の活動支援を考慮すべきである。

また、平成26年度に目黒区が実施したごみに関する調査報告書によると、「めぐろ買い物ルール」を知らない事業者が82.7%に上っている。

このことから、事業者への認知度向上と商店街組織などを活用した買い物ルール参加店の拡大も重要な課題である。

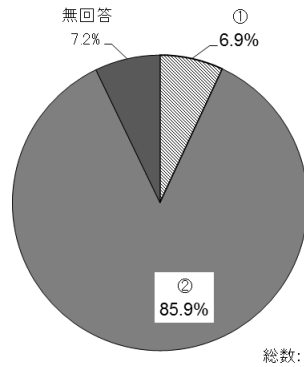
図表 1 めぐる買い物ルールの認知

選択肢	割合
① 知っている	10.7%
② 知らない	82.7%
無回答	6.5%



図表 2 めぐる買い物ルール参加店の認知

選択肢	割合
① 知っている	6.9%
② 知らない	85.9%
無回答	7.2%



※「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(平成27年3月)」(117頁)より

(2) 今後の取組

- 目黒区は広める会との協働により、地域社会を構成している事業所・商店街等の団体や区内にあるリサイクルショップ等に対して、めぐろ買い物ルールへの参加を促すとともに、参加店のPRに目黒区が関与するなど、めぐろ買い物ルールへの参加にインセンティブが働く方策を検討されたい。
- 目黒区にゆかりのある著名人を起用する等、マスコミを活用したアピール方法も検討されたい。
- 事業者への活動の輪を広げるとともに、社会状況の変化に対応するための新たなルールの必要性について検討をされたい。
- 「広める会」は、めぐろ買い物ルールの面的な広がりを進めるために、ごみの減量や循環利用に係る地域活動団体のアドバイザー的な役割も果たしていくことが期待される。

提言 5 全ての世代への環境学習・普及啓発の取組

(1) 現状と課題

高度経済成長時の物質的な豊かさの裏に大量生産、大量消費がもたらした環境への負荷の大きさは計り知れないものがある。目黒区はリサイクル推進都市宣言区としてリサイクル事業を拡大しつつ、環境学習や普及啓発として、次世代を担う子供たちが、幼児期から実践的に環境問題を学べる場の提供や、家庭でできる具体的な環境への取組を普及し、一定の成果を上げてきた。今後は「リサイクル(再生使用)」より優先順位の高い2R「リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)」を積極的に進める施策の普及啓発が求められるところである。

(2) 今後の取組

- 事業者や区民自身が講師として活動できる方策を検討し、環境負荷の低減に向けた活動をより広めることが期待される場所である。
- 経済活動の中核を担っている事業者や商店街等の特性を踏まえた環境学習や全ての世代に向けた環境学習など、年齢に拘らず誰もが学びたくなる場の提供へと発展させていく工夫が望まれる場所である。
- エコライフめぐろ推進協会との連携により、環境について学ぶ場の充実を図ることが重要である。
- 「広める会」には、豊富な経験と知識を生かし、時代や世代に応じた環境学習や普及啓発活動の一端を担うことが期待される。

提言 6 23区清掃事業の仕組みと役割

(1) 現状と課題

特別区の廃棄物処理は、23区が収集・運搬の役割を担い、清掃一組が中間処理（清掃工場の管理運営）を行い、最終処分を東京都に委託して行う三層構造になっている。

この23区、清掃一組、東京都の清掃事業の仕組み・組織・職務を知っている区民はほとんどいないのが現状である。また、プラスチック製容器包装の資源回収においては、23区でも実施区と未実施区が約半数ずつとなっている。この状況は廃棄物からリサイクルへの取組とその費用負担が収集・運搬の役割を持つ23区に委ねられ、分別の実施は各区の判断に委ねられていることの帰結である。

区民からは、清掃工場所在区である目黒区では資源として回収されているプラスチック製容器包装が、他区では燃えるごみとして焼却されていることに対して、環境負荷の増大への抵抗感や分別が異なる制度への不満や不公平感、さらに区内で発生しているごみ量より多くのごみ量が目黒清掃工場で焼却されていることに対する不公平感も意見として寄せられている場所である。

(2) 今後の取組

- プラスチック製容器包装の回収など、ごみの排出抑制に取り組んでいる区に対する財政的インセンティブの導入や区民の不公平感の解消のため、東京都、他の22区、清掃一組へ働きかけるとともに、三層構造での意思決定プロセスの一層の透明化に向けた関係機関との調整に率先して取り組むことが期待される場所である。
- 容器包装リサイクル法において、市区町村の役割とされるプラスチック製容器包装の収集・選別・保管等に係る経費負担の範囲を見直し、

- 拡大生産者責任のもと事業者も市区町村と協働して一定の責任と負担を担うことを積極的に国に働きかけることが期待される場所である。
- 東京都のオリンピック・パラリンピック大会を契機とした事業系ごみの資源化推進に向けた検討において、目黒区が率先して23区の分別基準を見直す提案をするなど、区民の不満や不公平感の改善に努める姿勢が必要である。
 - 目黒清掃工場は、平成29年度から平成34年度まで建替工事を予定しており、工事期間中も、区民の安全・安心、環境負荷の低減を図ることを清掃一組に求めていく。
 - 東京都、23区、清掃一組による協議の場を設けて、廃棄物の減量や資源化に向けた施策の方向性を検討していく体制を構築することが期待される。

提言 7 家庭ごみの有料化に向けた取組

(1) 現状と課題

家庭ごみの有料化は、ごみ減量やリサイクルが推進されること、減量する人とならない人の負担の公平が解消されること、ごみ問題に対する意識の向上が図られること等の理由で、全市町村のうち約6割の自治体が導入している。

23区においても家庭ごみの有料化は以前から重要課題となっており、平成19年に改定した現行計画においても、重点施策として「家庭ごみ有料化の検討」を挙げていたところである。

有料化が難しい要因としては、ごみの中間処理が23区共同処理であること、隣接区からの越境ごみの問題や不法投棄対策、個別収集による収集運搬費の増加など様々な課題があり、解決には23区の理解と協調が必要となる。

(2) 今後の取組

- 他区や清掃一組との協議の場を設けて、課題を共有化し、課題解決に向けた検討を目黒区が主導していくことが期待されている。
- 戸別収集体制が、家庭ごみの有料化に伴う行政サービスになり得るかどうかの検討を加えておく必要がある。

提言 8 水銀ごみの適正処理に向けた取組

(1) 現状と課題

2013年1月にジュネーブ（スイス）で開催された国連環境計画による政府間交渉委員会において「水銀に関する水俣条約」が合意され、国に

においては批准に向けた準備が進められている。今後、国による水銀を使用した製品と輸出入に関するさまざまな規制が行われることになるが、中央環境審議会専門委員会の答申（案）によると、廃棄物処理法においては、金属水銀等の処理基準を設定する必要があるとしている。今後は、東京都、清掃一組において、一般廃棄物の水銀含有製品（蛍光管、水銀体温計など）の処理方法について、何らかの規制がかかることが想定されている。

（２）今後の取組

○水銀による環境汚染の防止や区民の安全で安心、清掃作業員の良好な労働環境の確保に向けた方策として、水銀が含まれている蛍光管等の分別収集、資源化について、喫緊の課題として取組むべきである。

提言 9 災害ごみについて

（１）現状と課題

東日本大震災では、13 道県にわたり災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 11,000 万トンが発生し、災害廃棄物の処理や再生利用に関して、様々な教訓が示されている。

最近では、平成 25 年 10 月に、伊豆大島への台風上陸に伴う土砂災害により大量のがれきが発生し、23 区内の清掃工場で受け入れ処理を行ったことは記憶に新しいところである。

今後、高い確率で起こるとされている首都直下地震に対しては、建築物の倒壊防止策など予防的対応に加え、発生する災害ごみ、し尿を適正かつ迅速に処理するための体制づくりを進める必要がある。

（２）今後の取組

○目黒区の地域防災計画を踏まえつつ、災害廃棄物処理計画の作成に必要なとなる基準を検討するとともに、23 区、清掃一組、東京都、清掃事業者の役割を明確化し、連携のための仕組みを整備する必要がある。

6 おわりに

23 区内で発生する一般廃棄物の処理残さや下水汚泥など都市施設廃棄物、都内の中小企業が排出する産業廃棄物の埋立処分は、東京都が設置・管理している中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場で行っている。これらの埋立処分場は、23 区の最終処分場として、残余年数 50 年とされており、廃棄物の減量とリサイクルによって、次世代のために最終処分場の延命化を図ることが重要である。

廃棄物問題の解決には、生産から流通・消費・廃棄の過程に関わる、事業

者、区民、行政が、それぞれ主体的にかつ連携して取組むことが必要であり、その取組を実効性あるものとするためには、人々の意識の醸成も重要なポイントである。

今回9つの提言を行ったが、区として独自に解決できるものと、23区共同で取組むべきものが含まれている。区においては、「快適で誇りのもてる循環型のまちめぐろ」の実現を引き続き目指して計画改定に反映させるとともに、東京都、他の22区、清掃一組への働きかけを積極的に行うことを期待する。

また、目黒区の基本構想では、「環境と共生するまちづくり」を掲げている。平成24年3月に改定された目黒区環境基本計画は、「地域と地球の環境をはぐくむまちめぐろからの挑戦」を目指すべき環境像に掲げ、温室効果ガス排出量の削減やエネルギー消費の抑制等、低炭素社会づくりを推進することとしている。

低炭素社会づくりへの取組については、清掃リサイクル事業とも密接に関係することから、事業推進に当たっては、区の地球温暖化対策事業と連携して進めていくよう要望する。

良好な地球環境を次世代に引き継ぐとともに、次の世紀においても目黒区が快適で誇りのもてる循環型のまちでありたい。今回の提言は、その実現に向けた小さな一歩ではある。しかし、2100年を視野に入れた時、大きな可能性を持った重要な一歩でもあると考える。

以 上